

EU インスティテュート関西
欧州経済社会評議会 (European Economic and Social Committee)
2009 年度インターンシップ助成 募集要項

1. 趣旨

神戸大学、関西学院大学、大阪大学の3大学のコンソーシアム「EU インスティテュート関西」(以下、「EUIJ 関西」という)は、欧州経済社会評議会 (EESC: European Economic and Social Committee、以下「EESC」という)での無給インターンシップに参加する参加3大学の大学院生あるいはポスドク (PD) に助成金を支給する。

2. 派遣先、期間

派遣先: EESC 第1グループ (雇用者代表グループ) 事務局

所在地: ブリュッセル (ベルギー王国)

(注) EESC は 1957 年のローマ条約により設置された、EU 域内の経済、社会分野の市民社会組織の代表で構成される諮問機関であり、EU の主要 3 機関 (欧州議会、EU 理事会、欧州委員会) に助言を与えることを任務としている。

期間: 約 1 ヶ月間 (但し、自費での延長を認める場合もある)。合格通知のあった日以降に始まり、**2010 年 3 月 20 日**以前に終了する。開始日及び終了日は、合格者の所属大学での修学上の日程を考慮しつつ、EESC と EUIJ 関西の協議により決定する。

3. 応募資格

神戸大学、関西学院大学、大阪大学の大学院生、ならびに3大学出身のポスドク (PD) (注1) で EU 研究を行う、経済学、法律学、社会学、政治学等の社会科学のいずれかの分野の基礎知識を有する者 (留学生を除く)。ただし、大学院博士課程前期課程学生の応募は、EU 研究修了証プログラムへの登録者に限る。また、EUIJ 関西研究調査旅行助成または EUIJ 関西インターンシップ助成を既に受けたことがある者は応募できない。

(注1) ポスドク (PD) とは、応募時において、下記①②の条件のいずれかを満たす者を指す。

①博士の学位を取得している者で、常勤の職についていない者。

②大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められ、常勤の職についていない者。

4. 助成金の交付期間

EESC と EUIJ 関西の協議に基づき決定されるインターンシップの期間に従い、決定後に該当する助成金を一括して支給する。

5. 採用人数及び助成金の金額

採用人数：1名

支給額：渡航費、滞在費（支給額は別紙1に従い決定する）などを使途として、上限を5,000ユーロ（1ユーロ=134円として、約67万円）とする。

*奨学金はユーロでの算定となるので、日本円での受取額は為替レートにより変動する。

6. 選考

(1) 選考方法

応募書類をもとに EUIJ 関西奨学金グループが審査し、同グループの推薦に基づき、EUIJ 関西運営部が合格者を決定する。

(2) 選考結果

選考結果については、所属大学の EUIJ 関西事務局を通じて、**2009年7月16日**までに通知を予定している。

7. 提出書類

(1) 申請書（Application Form 1 による、英語） 1通

(2) 履歴書（書式自由、英語、A4 で作成。記述事項は「CV sample.」を参照） 1通

(3) インターン研修計画書（書式自由） 日本語と英語で各1通

日本語はA4で3枚程度、英文はダブルスペース6枚程度。以下の事項を必ず記述すること。

i) EESC で研修を希望する理由

ii) 現在までの EU 研究状況・活動経歴

(4) 英語あるいはフランス語の習得状況について、公的な証明書（証明がない場合には、指導教員による具体的な説明書） 1式（書式自由）

8. 提出書類の提出期限、提出方法等

応募者は、提出書類を、**2009年6月25日（木）12:00**までに、所属大学の EUIJ 関西事務局（「14. 問い合わせ先」を参照）に提出する。郵送の場合も、同日12時必着とする。なお、提出された書類は一切返却しないので、あらかじめ自分で保管用のコピーをとっておくこと。

9. 合格者の提出書類

合格者は、決定後速やかに、所属大学の EUIJ 関西事務局（「14. 問い合わせ先」を参照）に学部の英文卒業証明書1通を提出すること。（応募時は不要）

10. 研修の条件

選考合格後、合格者には次の各号の条件が課せられる。

- (1) インターンシップの全期間について保証される保険に加入すること。保険料は合格者の負担とする。
- (2) インターンシップ派遣先での勤務を誠実に遂行し、職務内容などについての守秘義務を遵守すること。派遣先及び EUIJ 関西の了承を得ずにインターン活動を私的な都合で中断した場合、または、不誠実な勤務態度により派遣先の業務に支障や損害を与えた場合には、奨学金の返還を求められることがある。

11. 研修終了後の提出書類

(1) 研修報告書 1 通

研修報告書（研修成果について具体的に記述）を、英語（日本語は不可）で提出。分量は、A4 ダブルスペースで 10 枚程度。ワードプロセッサなどで作成のこと。提出された研修報告書は、EUIJ 関西のウェブページ上で公開される予定である。研修報告書は、帰国後速やかに提出することが望ましい。

- (2) 航空券の領収書と半券、ならびに、支出報告書（領収書一式を含む）。

12. 研修終了後の義務

研修終了後、研修者には次の各号の義務が課せられる。

- (1) 本奨学金によって得られた成果に基づいて論文を刊行する場合には、本奨学金による助成を得たことを明記すること。
- (2) 応募の時点で大学院博士課程前期課程学生であった場合には、EU 研究修了証プログラムを修了すること。修了しない場合には、奨学金の返還を求められることがある。

13. インターンシップ助成支給の停止、打ち切り、返納

次のいずれかに該当する場合、助成金の支給を停止し、または既に支給した助成金の全部もしくは一部を返納させることがある。

- (1) 虚偽の申請等不正な手段によって助成金の支給を受けたことが判明した場合
- (2) 応募資格に該当しなくなった場合
- (3) 退学等によりこの要領に定める助成受給者としての資格を失った場合
- (4) 所属大学において懲戒処分等、インターンシップ遂行に不適切な処分を受けた場合
- (5) インターンシップ報告書を帰国後速やかに提出しなかった場合
- (6) インターンシップ報告書の内容が杜撰で、計画書で記述した目的および内容を果たしていないと EUIJ 関西が判断した場合。
- (7) 助成金をインターンシップ以外の目的に使用した場合

14. 問い合わせ先、応募書類提出先（所属大学にある事務局を利用すること）

(1) EU インスティテュート関西事務局

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

神戸大学六甲台キャンパス フロンティア館 6階

TEL: 078-803-7221 FAX: 078-803-7223

E-mail: euij-k@org.kobe-u.ac.jp

(2) EUIJ 関西事務局 関西学院大学分室

〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町 1-155

関西学院大学産業研究所内

TEL: 0798-54-6127 FAX: 0798-54-6029

E-mail: euij-kansai@kwansei.ac.jp

(3) EUIJ 関西事務局 大阪大学分室

〒560-0043 豊中市待兼山町 1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科内

TEL: 06-6850-5641 FAX: 06-6850-5641

E-mail: euij@osipp.osaka-u.ac.jp

別紙1： インターンシップ助成額計算方法

総額の上限を 5,000 ユーロとし、現地までの航空券とインターンシップ日数にもとづく日当宿泊費から算出される。

(1) 航空券： 格安航空券（エコノミークラス）

(2) 日当宿泊費： 1 日 120 ユーロ。現地到着日から現地出発日まで。ただし、現地出発日については日当宿泊費の 50%とする。